

逗子市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図るため、逗子市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 交通会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他市長が必要があると認める事項

(構成メンバー)

第3条 交通会議のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 逗子市環境都市部長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般社団法人神奈川県バス協会長又はその指名する者
- (5) 一般社団法人神奈川県タクシー協会鎌倉支部長又はその指名する者
- (6) 市民（第1号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる者を除く。）
- (7) 関東運輸局長又はその指名する者
- (8) 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会長又はその指名する者
- (9) 神奈川県逗子警察署長又はその指名する者
- (10) 第2条に関連する地域を管轄する道路管理者
- (11) 前各号に掲げる者のほか市長が必要があると認める者

(座長)

第4条 交通会議に座長を置く。

- 2 座長は、逗子市環境都市部長をもって充てる。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、市長は臨時の座長を指名する。

(会議)

第5条 交通会議は市長が招集する。

2 市長は、特に必要があると認める場合は、交通会議を書面により開催することができる。

(アドバイザー)

第6条 市長は、交通会議の開催に当たり、公共交通に関する知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者を交通会議に出席させ、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(分科会)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、専門的な事項を調査するため、分科会を設置することができる。

2 分科会の構成員は、座長が指名するメンバー及び交通会議が必要があると認める者とする。

3 第4条から前条までの規定は、分科会の会議に準用する。

(会議の結果の取扱い)

第9条 交通会議における意見について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、環境都市部環境都市課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。